

# 瑞穂市地域防災計画 資料編

平成 30 年 3 月

瑞穂市防災会議

# 資料編目次

資料No	資料名	目次	地域防災計画掲載ページ
1	消防力の現況、消防水利の現況	(資)P1	(一)30 (一)31
2	瑞穂市防災行政無線	(資)P2	(一)60
3	県防災・情報通信網一覧	(資)P8	(一)61
4	災害対策本部員、腕章	(資)P9	(一)72
5	災害対策本部自動車標旗	(資)P11	(一)72
6	自衛隊連絡先	(資)P12	(一)94
7	岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書	(資)P13	(一)101
8	岐阜県広域消防相互応援協定書	(資)P17	(一)101
9	岐阜県水道災害相互応援協定	(資)P19	(一)101
10	岐阜県防災ヘリコプター応援協定	(資)P20	(一)101 (一)214
11	ヘリコプター着陸可能地点	(資)P22	(一)112
12	災害時優先電話	(資)P23	(一)143
13	主要河川洪水波頂伝播時間表	-	※(水)35
14	長良川洪水予報(通知様式)	-	※(水)36
15	揖斐川洪水予報(通知様式)	-	※(水)38
16	水防警報通知様式(水防警報発表受報用紙)	-	※(水)41
17	水防警報通知様式(岡島水防警報発表受報用紙)	-	※(水)42
18	水防工法一覧	-	※(水)43
19	防災に関する協定一覧	(資)P24	(一)102 (一)111 (一)179 (一)191 (一)206
20	指定緊急避難場所・指定避難所一覧	(資)P26	(一)173※(水)48
21	水防倉庫一覧	-	※(水)52
22	土のう用土砂の採集予定地	-	※(水)53
23	水防資材、水防器材、水防施設	-	※(水)54～56
24	重要水防箇所、重要水防工作物	-	※(水)63～67
25	岐阜県災害救助法施行細則	(資)P31	(一)176 (一)184 (一)199 (一)201 (一)203 (一)216 (一)227 (一)228
26	瑞穂市指定給水装置工事事業者一覧	(資)P38	(一)189
27	災害時における医療救護活動に必要な医薬品等の供給に関する手引き	(資)P41	(一)208
28	医療機関一覧	(資)P42	(一)208
29	瑞穂市指定文化財、県指定文化財	(資)P44	(一)269
30	瑞穂市防災会議条例	(資)P45	参考
31	瑞穂市災害対策本部条例	(資)P47	参考

※(水)資料は水防計画参照

## 資料 No.1

### 消防力の現況

区 分	人 員								機 械 器 具			担 当 地 区
	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	計	消 防 ポ ン プ 自 動 車	小 型 ポ ン プ 積 載 車	小 型 動 力 ポ ン プ	
本 部	1	5	4			1	10	21			1	
第 1 分 団			1	2	3	3	20	29	1	1	4	本田小学校区、
第 2 分 団			1	2	5	5	31	44	1	2	4	穂積小学校区
第 3 分 団			1	2	5	4	31	43	1	2	4	牛牧小学校区
第 4 分 団			1	2	2	4	22	31	1	1	1	中小小学校区
第 5 分 団			1	2	3	4	20	30	1	2	2	南小学校区
第 6 分 団			1	2	2	3	18	26	1	1	1	西小学校区
第 7 分 団			1	2	2	3	15	22	1	1		生津小学校区
計	1	5	10	14	22	27	167	246	7	10	17	

※第7分団の分団長は、本部副団長が兼務  
 ※人員の合計は兼務を除く

(平成29年4月1日現在)

### 消防水利の現況

消火栓 (公設)	968	
飲料水兼用耐震性貯水槽	1	
耐震性貯水槽 (100 m <sup>3</sup> 以上)	3	
防火水槽 (公設)	60 m <sup>3</sup> 以上100 m <sup>3</sup> 未満	3
	40 m <sup>3</sup> 以上60 m <sup>3</sup> 未満	17
	20 m <sup>3</sup> 以上40 m <sup>3</sup> 未満	1
井戸 (公設)	601	
河川・溝等	—	
プール	10	
計	1,604	

(平成29年4月1日現在)

## 資料 No.2

### 瑞穂市防災行政無線

#### (1) 同報系防災行政無線

##### ① 基地局

名 称	設 置 場 所
こうほうみずほ	瑞穂市別府1288番地

##### ② 受信局

子局No	名 称	設 置 場 所
1	馬場1	瑞穂市馬場前畑町1丁目108番地
2	馬場2	瑞穂市馬場前畑町2丁目150番地先
3	上生津	瑞穂市生津滝坪町1丁目123番地
4	馬場3	瑞穂市馬場小城町1丁目122番地
5	下生津1	瑞穂市生津外宮前町2丁目87番地
6	下生津2	瑞穂市生津天王町2丁目21番地先
7	向島1	瑞穂市本田313番地2
8	向島2	瑞穂市本田413番地先
9	大門	瑞穂市本田938番地
10	西只越1	瑞穂市只越146番地2先
11	本田団地東	瑞穂市本田1024番地先
12	本田団地	瑞穂市本田1552番地464
13	西只越2	瑞穂市只越387番地
14	東只越	瑞穂市只越1306番地先
15	花塚	瑞穂市別府2037番地
16	井場	瑞穂市別府1506番地2
17	桜町	瑞穂市別府143番地
18	別府北	瑞穂市別府480番地
19	別府南	瑞穂市別府1135番地
20	前所	瑞穂市穂積158番地1
21	新町	瑞穂市穂積895番地先
22	東中切	瑞穂市穂積276番地2
23	下穂積	瑞穂市穂積1385番地
24	柳一色	瑞穂市稲里763番地先
25	橋本1	瑞穂市稲里452番地1
26	橋本2	瑞穂市別府2451番地
27	十九条1	瑞穂市十九条831番地1
28	十九条2	瑞穂市十九条400番地1先
29	上半牧1	瑞穂市牛牧78番地1先
30	上半牧2	瑞穂市牛牧758番地先
31	下半牧	瑞穂市牛牧279番地
32	牛牧団地	瑞穂市牛牧1293番地198
33	下畑	瑞穂市牛牧1580番地1
34	宝江	瑞穂市宝江420番地1
35	野田新田	瑞穂市野田新田3936番地1先
36	祖父江1	瑞穂市祖父江170番地先

37	野白新田1	瑞穂市野白新田2 6 4 番地
38	伯母塚	瑞穂市祖父江4 6 番地2 5
39	祖父江2	瑞穂市祖父江1 1 4 3 番地5
40	瑞穂市役所	瑞穂市別府1 2 8 8 番地
41	七崎1	瑞穂市七崎8 3 7 番地
42	七崎2	瑞穂市七崎1 2 1 番地
43	居倉	瑞穂市居倉3 0 0 番地
44	森1	瑞穂市森2 7 番地1
45	森2	瑞穂市森1 1 2 5 番地2
46	田之上1	瑞穂市田之上2 2 4 番地
47	田之上2	瑞穂市田之上5 2 4 番地
48	田之上3	瑞穂市田之上4 9 9 番地2
49	唐栗1	瑞穂市唐栗1 1 8 番地1
50	唐栗2	瑞穂市唐栗2 7 2 番地5
51	宮田	瑞穂市宮田1 4 4 番地
52	大月	瑞穂市大月7 8 番地2
53	重里1	瑞穂市重里6 1 5 番地
54	重里2	瑞穂市重里4 0 1 番地
55	重里3	瑞穂市重里4 0 5 番地1
56	美江寺1	瑞穂市美江寺9 7 3 番地1
57	美江寺2	瑞穂市美江寺1 1 1 番地1
58	十七条1	瑞穂市十七条3 9 2 番地
59	十七条2	瑞穂市十七条1 0 0 0 番地
60	十八条1	瑞穂市十八条7 番地
61	十八条2	瑞穂市十八条3 0 8 番地2
62	十八条3	瑞穂市十八条4 6 2 番地
63	古橋1	瑞穂市古橋1 4 1 番地1
64	古橋2	瑞穂市古橋8 8 3 番地
65	古橋3	瑞穂市古橋1 6 7 6 番地
66	横屋1	瑞穂市横屋6 8 番地
67	横屋2	瑞穂市横屋5 7 6 番地
68	横屋3	瑞穂市横屋1 3 5 3 番地
69	中宮	瑞穂市中宮4 9 2 番地
70	呂久1	瑞穂市呂久1 5 5 番地
71	呂久2	瑞穂市呂久1 3 5 0 番地
72	瑞穂市役所巢南庁舎	瑞穂市宮田3 0 0 番地2
73	仲東	瑞穂市本田1 3 5 2 番地1
74	橋本3	瑞穂市稲里2 8 番地1
75	西畑	瑞穂市穂積5 7 7 番地2
76	野白新田2	瑞穂市野白新田2 1 番地先
77	穂南	瑞穂市犀川4 丁目2 7 番地
78	馬場 4	瑞穂市馬場上光町1 丁目1 4 1 番地
79	上穂積	瑞穂市穂積4 5 2 番地
80	柳一色 2	瑞穂市稲里6 8 0 番地
81	野白新田 3	瑞穂市野白新田8 5 番地9
82	呂久 3	瑞穂市呂久9 2 8 番1 地先
83	本田団地北	瑞穂市本田1 5 4 6 番地先

84	駅前	瑞穂市別府422番地1
85	七崎3	瑞穂市七崎441番地
86	西小学校	瑞穂市居倉589番地
87	重里4	瑞穂市重里1921番地
88	古橋4	瑞穂市古橋1596番地4
89	田之上4	瑞穂市田之上57番地1先

平成29年4月1日現在

## (2) 移動系防災行政無線

### ① 基地局

名称	設置場所
ぎょうせいみずほ	瑞穂市別府1288番地(瑞穂市役所)
ぎょうせいみずほすなみ	瑞穂市宮田300番地2(瑞穂市役所巢南庁舎)

### ② 陸上移動局(携帯型)

名称	保管場所
ぎょうせいみずほ	
みずほ208	市役所2階 無線室
みずほ209	市役所2階 無線室
みずほ210	市役所2階 無線室
みずほ211	市役所2階 無線室
みずほ220	市役所2階 無線室
みずほ301	市役所2階 無線室
みずほ302	市役所2階 無線室
みずほ303	市役所2階 無線室
みずほ304	市役所2階 無線室
みずほ305	巢南庁舎2階 無線室
ぎょうせいみずほすなみ	
みずほ151	巢南庁舎 無線室
みずほ153	巢南庁舎 無線室
みずほ251	巢南庁舎 無線室
みずほ252	巢南庁舎 無線室
みずほ253	巢南庁舎 無線室
みずほ254	穂積庁舎 無線室

### ② 陸上移動局(車載型)

名称	保管場所
ぎょうせいみずほすなみ	
みずほ152	ミニキャブ3811(都市管理課)
みずほ154	ミニキャブ3055(都市開発課)
みずほ155	ミニキャブ3812(教育委員会)
みずほ156	日赤プロボックス7489(市民窓口課)

平成26年4月1日現在

### (3) MCA無線

#### ① 基地局

名称	設置場所
みずほ 500 ぼうさいみずほ	消防本部

#### ② 移動局(車載型) グループ10【市役所】

名称	保管場所
みずほ 510 公用車 1	市長車 エステイマ
みずほ 512 公用車 2	教育委員会 レジアスエース
みずほ 601 総務部 1	総務課
みずほ 602 総務部 2	総務課
みずほ 603 総務部 3	無線室
みずほ 604 総務部 4	無線室
みずほ 605 総務部 5	無線室
みずほ 606 企画部 1	無線室
みずほ 607 企画部 2	無線室
みずほ 608 市民部 1	無線室
みずほ 609 市民部 2	無線室
みずほ 610 福祉部 1	福祉生活課
みずほ 611 福祉部 2	無線室
みずほ 651 市民窓口課	市民窓口課
みずほ 652 都市整備部 1	無線室
みずほ 653 都市整備部 2	無線室
みずほ 654 都市整備部 3	無線室
みずほ 655 環境水道部 1	無線室
みずほ 656 環境水道部 2	無線室
みずほ 657 環境水道部 3	無線室
みずほ 658 教育委員会 1	学校教育課
みずほ 659 教育委員会 2	学校教育課
みずほ 660 教育委員会 3	学校教育課

#### ③ 移動局(車載型) グループ20【消防団】

名称	保管場所
みずほ 511 本部軽積載	市役所車庫
みずほ 551 1分団消防車	第1分団詰所
みずほ 552 2分団消防車	第2分団詰所
みずほ 553 3分団消防車	第3分団詰所
みずほ 554 4分団消防車	第4分団詰所
みずほ 555 5分団消防車	第5分団詰所
みずほ 556 6分団消防車	第6分団詰所
みずほ 567 7分団消防車	第7分団詰所
みずほ 557 1分団軽積載	第1分団詰所
みずほ 559 2分団軽積載 1号車	第2分団詰所

みずほ	560	2分団軽積載2号車	第2分団詰所
みずほ	561	3分団軽積載1号車	第3分団詰所
みずほ	562	3分団軽積載2号車	第3分団詰所
みずほ	563	4分団軽積載	第4分団詰所
みずほ	564	5分団軽積載1号車	第5分団詰所
みずほ	565	5分団軽積載2号車	第5分団詰所（呂久）
みずほ	566	6分団軽積載	第6分団詰所
みずほ	558	7分団軽積載	第7分団詰所
みずほ	700	消防団本部1	消防本部
みずほ	708	消防団本部2	消防本部
みずほ	709	消防団本部3	消防本部
みずほ	710	消防団本部4	消防本部
みずほ	711	消防団本部5	消防本部
みずほ	712	消防団本部6	消防本部
みずほ	713	消防団本部7	消防本部
みずほ	714	消防団本部8	消防本部
みずほ	701	消防団第1分団	第1分団詰所
みずほ	702	消防団第2分団	第2分団詰所
みずほ	703	消防団第3分団	第3分団詰所
みずほ	704	消防団第4分団	第4分団詰所
みずほ	705	消防団第5分団	第5分団詰所
みずほ	706	消防団第6分団	第6分団詰所
みずほ	707	消防団第5分団2	第5分団詰所（呂久）
みずほ	715	消防団第7分団	第7分団詰所

④ 移動局(携帯型) グループ30【消防署】

名称		保管場所
みずほ	751	瑞穂消防署
みずほ	752	巢南分署

⑤ 移動局(携帯型) グループ40【小中学校】

名称		保管場所
みずほ	801	生津小学校
みずほ	802	本田小学校
みずほ	803	穂積小学校
みずほ	804	牛牧小学校
みずほ	805	西小学校
みずほ	806	中小学校
みずほ	807	南小学校
みずほ	808	穂積中学校
みずほ	809	穂積北中学校
みずほ	810	巢南中学校
みずほ	910	ほづみ幼稚園



⑥ 移動局(携帯型) グループ50【保育所】

名称		保管場所
みずほ 901	本田第一保育所	本田第一保育所
みずほ 902	本田第二保育所	本田第二保育所
みずほ 903	別府保育所	別府保育所
みずほ 904	穂積保育所	穂積保育所
みずほ 905	牛牧第一保育所	牛牧第一保育所
みずほ 906	牛牧第二保育所	牛牧第二保育所
みずほ 907	西保育・教育センター	西保育・教育センター
みずほ 908	中保育・教育センター	中保育・教育センター
みずほ 909	南保育・教育センター	南保育・教育センター

⑦ 移動局(携帯型) グループ60【施設】

名称		保管場所
みずほ 201	総合センター	総合センター
みずほ 200	給食センター	給食センター
みずほ 404	市民センター	市民センター
みずほ 405	巢南公民館	巢南公民館

⑧ 移動局(携帯型) グループ70【コミセン】

名称		保管場所
みずほ 401	本田コミュニティセンター	本田コミュニティセンター
みずほ 402	牛牧南部コミュニティセンター	牛牧南部コミュニティセンター
みずほ 403	牛牧北部防災コミュニティセン	牛牧北部防災コミュニティセンター
みずほ 409	指定管理者	市役所

⑨ 移動局(携帯型) グループ80【福祉】

名称		保管場所
みずほ 406	老人福祉センター	老人福祉センター
みずほ 202	社会福祉協議会	社会福祉協議会

⑩ 移動局(携帯型) グループ90【外部】

名称		保管場所
みずほ 300	岐阜県	県庁
みずほ 407	朝日大学	朝日大学
みずほ 408	サンプラスパ	サンプラスパ

平成29年4月1日現在

資料 No.3

県防災・情報通信網一覧

機 関 名	有線施設		無線施設	
	種別	摘 要	種別	摘 要
岐阜地域防災係	普	272-1129	防	固定局 ぼうさいぎふけんちょう
				移動局 ぎふ1
				〃 ぎふ2
				〃 ぎふ3
				携帯局 ぎふ200
				〃 ぎふ201 ぎふけんぼうたい1 (防災相互用)
岐阜地域環境室	普	272-1920		
岐阜地域福祉事務所	普	272-1929		
岐阜地域産業労働係		272-1925		
出納管理課 地域出納審査室	普	214-6947		
岐阜県税事務所	普	214-6704		
自動車税事務所	普	279-3781(代)		
岐阜保健所	普	380-3002	防	移動局 ぎふほけん1
				ぎふほけん2
岐阜保健所 本巢・山県センター	普	213-7268		移動局 ほけんもとす1
保健環境研究所	普	380-2100(代)		
岐阜農林事務所	普	278-0051		
病虫害防除所	普	239-3161(代) 内線311		
中央家畜保健衛生所	普	201-0530		
岐阜土木事務所	普	214-9525	防	移動局 ぎふけんせつ1
				〃 ぎふけんせつ2
				〃 ぎふけんせつ3
				〃 ぎふけんせつ4
				携帯局 ぎふけんせつ300
				〃 ぎふけんせつ301
				〃 ぎふけんせつ302
				〃 ぎふけんせつ303
携帯局 ぎふけんぼうたい2(防災相互用)				
流域浄水事務所	普	386-8338(代)		
岐阜・西濃建築事務所	普	0584-73-1111(代)		
岐阜教育事務所	普	278-3055		
岐阜中警察署	普	263-0110(代)	防	ぎふけい963(防災相互用)
岐阜南警察署	普	276-0110(代)	防	ぎふけい964(防災相互用)
岐阜北警察署	普	233-0110(代)	防	ぎふけい965(防災相互用)
各務原警察署	普	383-0110(代)	防	ぎふけい966(防災相互用)
岐阜羽島警察署	普	387-0110(代)	防	ぎふけい967(防災相互用)
北方警察署	普	324-0110(代)	防	ぎふけい973(防災相互用)
山県警察署	普	0581-22-0110(代)	防	ぎふけい974(防災相互用)

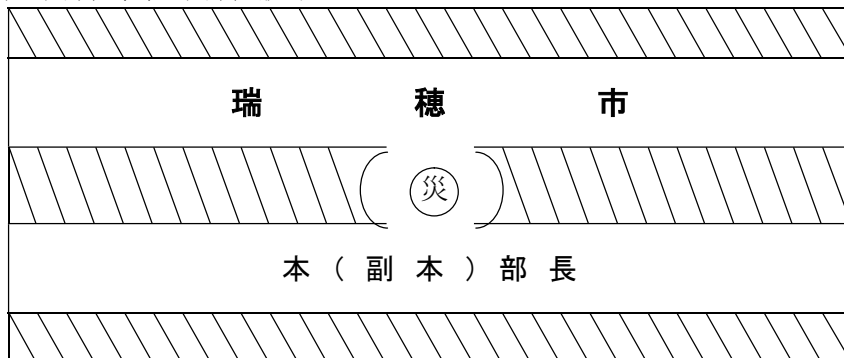
平成29年4月1日現在

# 資料 No.4

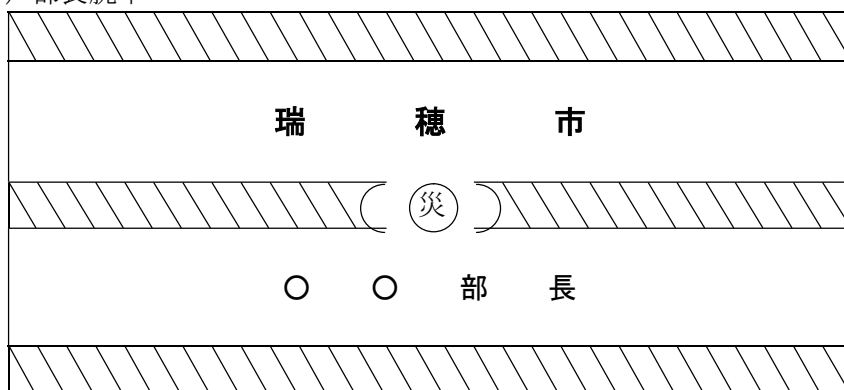
## 災害対策本部員、腕章

### 1 市本部

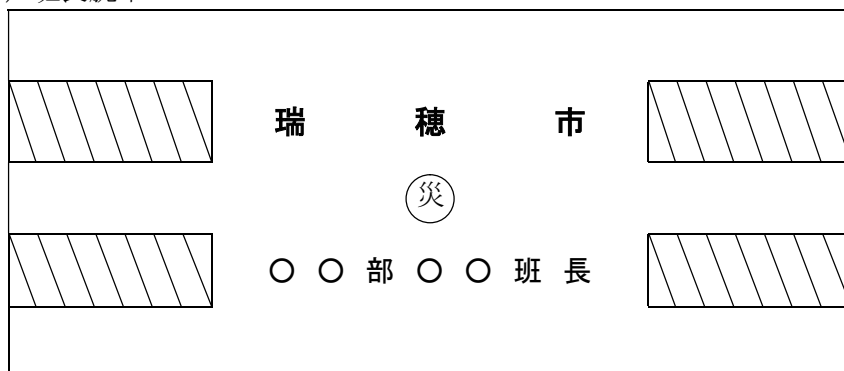
#### (1) 本部長、副本部長腕章



#### (2) 部長腕章



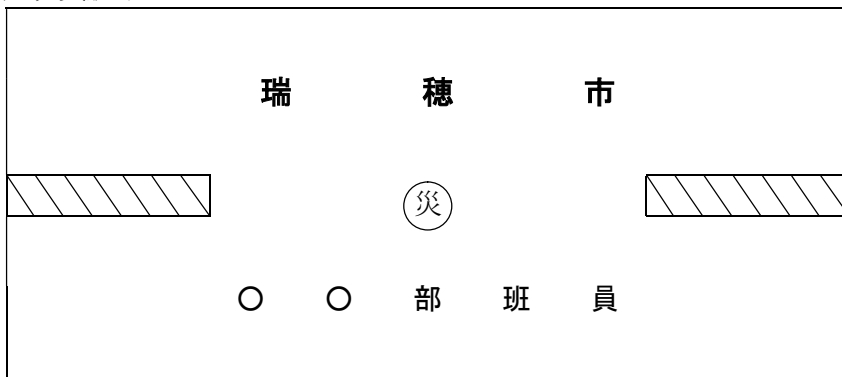
#### (3) 班長腕章



(4) 連絡員腕章

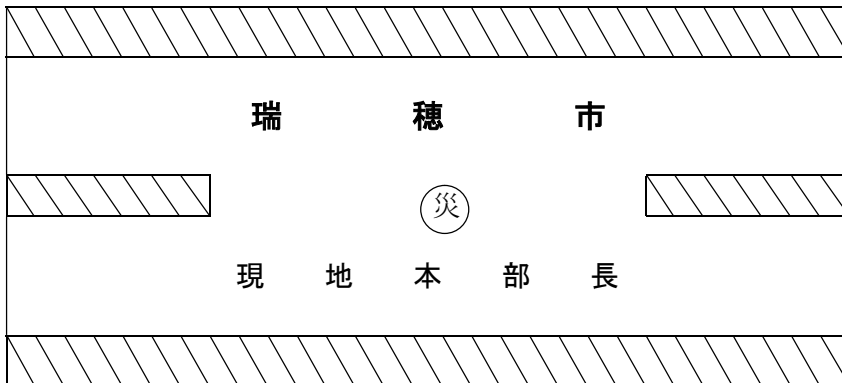


(5) 班員腕章

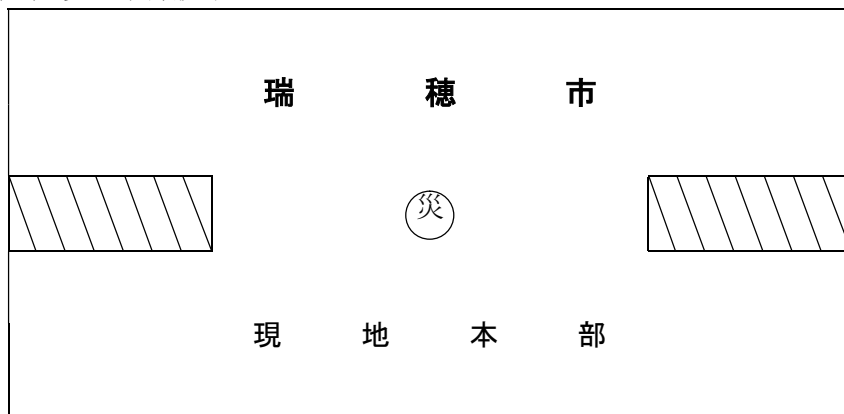


2 現地本部

(1) 現地本部長腕章



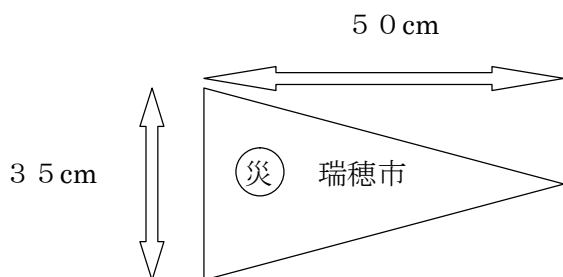
(2) 現地本部腕章



- (注) 1 腕章の大きさは、長さ38cm、幅9cmとする。  
2 地は白地、字は黒色とし、線は市本部において赤色、現地本部においてはオレンジ色とする。  
3 ホック止めとする。

資料 No.5

災害対策本部自動車標旗



- (注) 地色は、赤（円のみ白抜き）  
災の字は、黒色  
瑞穂市の字は、白色

## 資料 No.6

### 自衛隊連絡先

(機関名)

陸上自衛隊第35普通科連隊(守山)第3科

(所在地)

愛知県名古屋守山区守山3-12-1

(TEL)

052-791-2191 (内線461)

(FAX)

052-791-2191

防災行政無線 6-651-712 (事務室)

6-651-711 (当直室)

651-710 (FAX)

(機関名)

航空自衛隊小牧基地防衛部運用班

(所在地)

愛知県小牧市

(TEL)

0568-76-2191 (内線432)

(FAX)

0568-76-2191

防災行政無線 6-653-711 (事務室)

6-653-712 (当直室)

6-653-710 (FAX)

(機関名)

航空自衛隊岐阜基地第2補給所企画課企画一班

(所在地)

岐阜県各務原市

(TEL)

058-382-1101 (内線2314)

058-382-1101 (内線2225) 基地当直幹部

防災行政無線 6-652-712 (事務室)

6-652-711 (当直室)

652-710 (FAX)

## 岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村において災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被害市町村」という。）独自では十分な応急対策及び復旧対策が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項の協定に基づく県及び市町村相互応援（以下「応援」という。）を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制)

第2条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡窓口を定め、災害が発生した場合には、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣

ア 食料、飲料水及び生活必需品並びにその提供に必要な資機材の提供及びあっせん

イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及びあっせん

ウ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあっせん

エ 救援及び応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等職員の派遣

(2) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん

(3) 清掃、防疫その他保健衛生のために必要な車両、施設の提供及びあっせん

(4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育の受け入れ

(5) 緊急離着陸場等救援拠点の相互利用、緊急輸送路の共同啓開等必要な措置

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請がある事項

(県の役割)

第4条 県は、被災市町村の市町村長から知事に応援の要求があった場合は、速やかに市町村間の連絡調整を行い、応援を実施するとともに、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に応援を指示するものとする。

2 県は、災害の規模、場所又は被災市町村からの応援の要求の内容から判断して、必要があると認めるときは、速やかに指定行政機関等の長に応急措置を要請し、又は他の都道府県の知事に応援を求めるものとする。

(応援の要求)

第5条 被災市町村の市町村長は、次の各号に掲げる事項を明らかにして知事又は他の市町村長に対して応援の要求を行うものとする。

(1) 被害の状況

(2) 第3条第1号アからウに掲げるものの品名及び数量

(3) 第3条第1号エに掲げるものの職種別人員

(4) 応援の場所及び応援場所への経路

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の応援の要求を受けた他の市町村は、速やかに応援の内容を県に報告するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、別に定めがある場合を除き、応援を受けた被災市町村が負担する。

2 応援を受けた被災市町村が前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災市町村から要請があった場合は、応援を行った県又は市町村は、当該経費を繰替え支弁するものとする。

3 第3条1号エの規定により派遣された職員（以下「応援職員」という。）が応援業務により負傷、疫病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行った県又は市町村が負担す

る。

4 応援職員が業務上第三者に被害を与えた場合において、その被害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災市町村の負担とし、被災市町村への往復の途中において生じたものについては、応援を行った県又は市町村の負担とする。

5 前各項により難しい場合については、応援を受けた被災市町村と応援を行った県又は市町村とがその都度協議して定めるものとする。

(自主的な応援)

第7条 被災市町村との連絡がとれない場合又は甚大な被害が予想される場合には、他の市町村は、自主的に職員を派遣し、被災市町村の被害状況等の情報を収集するとともに、当該情報に基づいて必要な応援を行うことができるものとする。

2 前項の応援については、被災市町村の市町村長から応援の要求があったものとみなす。この場合において、被災市町村の情報収集に要した経費については、前条の規定にかかわらず自主的に職員を派遣した県又は市町村の負担とする。

3 第1項の自主的に職員を派遣及び応援を行った市町村は、収集した情報及び応援の内容を県に報告するものとする。

(岐阜県災害対策連絡会議の設置)

第8条 県及び市町村は、この協定に基づく応援の推進及び円滑な実施のため、岐阜県災害対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

2 連絡会議の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 応援体制、受入体制の整備に関すること。

(2) 物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。

(3) 防災施設及び設備の整備に関すること。

(4) 合同練習に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項

3 連絡会議は、議長及び委員若干名をもって組織する。

4 連絡会議に、専門の事項について調査するため、幹事会を置く。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県防災ヘリコプター応援協定及び市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、県及び市町村が協議して定める。

附 則

1 この協定は平成10年4月1日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、知事と各市町村長から委任を受けた岐阜県市長会会長、岐阜県町村会会長が記名押印のうえ、各1通を保管し、各市町村長は、その写しを保管するものとする。

平成10年3月30日

岐 阜 県 知 事                      梶原   拓

岐 阜 県 市 長 会 会 長                浅野   勇

岐 阜 県 町 村 会 会 長                中井   勉



## 岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定（以下「協定」という。）第10条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 協定第2条の連絡窓口は、岐阜県地域防災計画添付資料によるものとする。

(応援の要求の手続き)

第3条 協定第5条第1項の応援の要求は、電話等で行い、事後速やかに文書により手続きを行うものとする。

(県への応援の要求及び報告)

第4条 知事への応援の要求及び協定第5条第2項並びに協定第7条第3項の報告については原則として県災害対策本部の支部（県災害対策本部が設置されていない場合は県事務所）を通じて行うものとする。

(応援経費の負担)

第5条 協定第6条第1項の応援を受けた被災市町村が負担する経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 応援職員の派遣に要する経費については、応援を行った県又は市町村が定める規定により算定した当該応援職員の旅費及び諸手当の額の範囲内の額

(2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送料

(3) 購入物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(4) 車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送料及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(5) 施設の提供については、使用料又は借上料

(6) 協定第3条第4号、第5号及び第6号については、その実施に要した経費

2 協定第6条第2項の規定により県又は市町村が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、知事又は市町村長は、関係書類を添え、当該経費の額を応援を要求した市町村長に請求するものとする。

(応援時の責務)

第6条 応援を行う市町村は、職員を派遣する場合には、応援職員が消費又は使用する食料、被服、寝具等を携行するよう努めるものとする。

(岐阜県災害対策連絡会議の組織)

第7条 岐阜県災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）の議長は、岐阜県総務部長をもって充て、委員は岐阜県市長会会長及び岐阜県町村会会長が指名する者とする。

2 議長は、会務を総理する。

3 連絡会議の幹事会は、岐阜県消防防災課長及び市町村、県事務所の職員のうち議長が任命する者をもって組織する。

4 幹事会に幹事長を置き、岐阜県消防防災課長をもって充てる。

5 幹事長は、幹事会を掌理する。

6 連絡会議の事務局は、岐阜県消防防災課内に置く。

7 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が連絡会議に諮って定めるものとする。

附 則

1 この実施細目は平成10年4月1日から施行する。

2 この実施細目は締結を証するため、知事と各市町村長から委任を受けた岐阜県市長会会長、岐阜県町村会会長が記名押印のうえ、各1通を保管し、各市町村長は、その写しを保管するものとする。

平成10年3月30日

岐 阜 県 知 事      梶原      拓

岐阜県市長会会長      浅野      勇

岐阜県町村会会長      中井      勉

## 岐阜県広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、岐阜県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に広域的な消防力の応援により災害の被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、広域応援の対象となる災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害
- (2) 大規模な林野、高層建築物、危険物施設、トンネル等の火災
- (3) 航空機、列車、バス事故等の集団的な救急救助を要する事故
- (4) その他応援が必要とされる大規模な災害又は特殊な事故災害  
(ブロック及び代表消防機関)

第4条 この協定による広域応援を円滑に行うため、県代表消防機関及び県副代表消防機関、並びに県内を5ブロックに分け、各ブロックごとにブロック代表消防機関及びブロック副代表消防機関を設ける。

(応援要請の種別)

第5条 応援要請の種別は、災害の規模等により、次のように区分する。

- (1) ブロック要請

前条に規定する所属ブロック内の市町村等に対して行う応援要請

- (2) 県域要請

ブロック要請でも、なお災害の被害防除が困難な場合、他のブロックの市町村等に対して行う応援要請

(応援要請の方法)

第6条 応援要請は、ブロック要請、県域要請の順に行うものとする。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。

2 応援要請は、災害の発生地を管轄する市町村等（以下「要請側」という。）の長から他の市町村等（以下「応援側」という。）の長に対し、応援に必要な事項を明確にして行うものとする。

3 前項の要請については、第4条で規定された代表消防機関を通じて行うものとする。

4 ブロック要請又は県域要請を行った要請側の長は、速やかにその旨を岐阜県にも連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第7条 前条の規定により応援要請を受けた市町村等の長は、自管内の消防力に特に支障がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請側の市町村等の長に連絡するものとする。

(自主的な応援隊の派遣)

第7条の2 大規模災害が発生し、被害を受けた市町村等と連絡がとれない場合、又は被害が予想される場合には、関係市町村等は、自主的に応援隊を派遣し、必要な応援ができるものとする。

2 前項の応援については、第6条第2項の応援要請があったものとみなす。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、要請側の現地指揮本部の長が応援隊の長を通じて行うものとする。

(応援の中断)

第9条 応援側の市町村等において応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合、応援側の市町村等の長は、要請側の市町村等の長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要した経費については、原則として次の区分により負担するものとする。

(1) 応援側の負担する経費

ア 給与、旅費、出勤手当等の人件費

イ 車両及び機械器具の燃料費（現地で補給したものは除く。）

ウ 人員輸送費

エ 車両及び機械器具の小破損修理費

オ 公務災害補償費

カ 応援隊員が要請市町村等への往復途上において、第三者に損害を与えた場合の賠償費

(2) 要請側の負担する経費

前号に定める以外の経費

(3) 賞じゅつ金については、当該市町村等において協議するものとする。

(4) 経費の負担について、疑義ある場合は、当該市町村等において協議のうえ決めるものとする。

(応援可能消防隊の登録)

第11条 各市町村等は、応援出動が可能な消防隊をあらかじめ届出しておくものとする。

(他協定との関係)

第12条 この協定は、市町村等が別に締結した消防相互応援に関する協定を妨げるものではない。

第13条 この協定の実施について必要な事項は、第4条に定める代表消防機関の長が協議して定めるものとする。

(改廃)

第14条 この協定の改廃は、協定者協議により行うものとする。

附 則

1 この協定は、平成3年4月1日から施行する。

2 この協定を証するため、各市町村等の長が記名押印のうえ本書5通を作成し、岐阜県、岐阜市長会、岐阜県町村長会、岐阜県消防長会及び財団法人岐阜県消防協会に保管を依頼するとともに、各市町村等がそれぞれ写しを1通保管するものとする。

附 則

1 第4条、第5条第1号、第6条第1項、同条第4項、第7条第2項、第7条の2、第11条、第12条、第13条は、第14条の規定に基づき協定者の合意により改正されたものとする。

2 前項の改正された協定は、平成10年4月1日から施行する。

## 岐阜県水道災害相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、自然災害、渇水、水道施設事故等の水道災害の発生により、正常な給水に支障を来した岐阜県内の水道事業を行う市町村又は県営水道用水供給事業者（以下「被災水道事業者等」という。）に対して、岐阜県内において水道事業を行う市町村及び県営水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）が岐阜県（以下「県」という。）の調整の下に行う相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(応援)

第2条 被災水道事業者等が、他の水道事業者等に応援を求めようとするときは、法令に特別の定めがある場合を除いて、原則として県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は、被災水道事業者等から前項の要請があった場合は、応援に関する調整を行うとともに、他の水道事業者等に対して応援の要請を行うものとする。

3 被災水道事業者等が、県を通じずに直接他の水道事業者等に対し応援の要請を行った場合は、できる限りすみやかに県に報告するものとする。

4 応援の要請を受けた水道事業者等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、おおむね次のとおりとする。

(1) 給水用資器材、応急復旧用資器材等の貸与又は提供

(2) 応急給水作業

(3) 応急復旧作業

2 前項第2号及び第3号の作業期間は、原則として7日以内とし、継続する場合は応援を受ける水道事業者等（以下「被応援水道事業者等」という。）、応援を実施する水道事業者等（以下「応援水道事業者等」という。）及び県の協議による。

(応援体制)

第4条 応援水道事業者等が派遣する職員（以下「応援職員」という。）は、必要に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

(被応援体制)

第5条 被応援水道事業者等は、状況に応じ、応援職員の宿舎のあつせん等必要な便宜を供与するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費については、法令に特段の定めがある場合を除き、次のとおりとする。

(1) 応急給水、応急復旧及び応急復旧用資材に要する経費は、被応援水道事業者等が負担する。

(2) 応援職員の人件費及び旅費は、応援水道事業者等が負担する。

(3) 応援職員が、応援に係る業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における災害補償は、応援水道事業者等の負担とする。

(4) 応援職員が応援に係る業務により第三者に損害を与えた場合においては、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては被応援水道事業者等が、被応援水道事業者等への往復途中に生じたものについては応援水道事業者等がその損害を賠償するものとする。

2 前項各号の定めにより難いときは、関係水道事業者等が協議して定めるものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めない事項については、前項に定める事項を除き、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成9年4月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、水道事業者等を「甲」とし、県を「乙」として、関係者記名押印の上、原本を乙が、写しを甲が保有する。

平成9年4月1日

## 資料 No.10

### 岐阜県防災ヘリコプター応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岐阜県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、岐阜県が所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる地域は、市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断する場合に、岐阜県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては、防ぎよが著しく困難と認められる場合
- (3) その他救援救助活動等において、航空機による活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、岐阜県総務部消防防災課防災航空係（以下「防災航空隊」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮官の職・氏名及び連絡手段
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

2 前条の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

3 知事は、派遣中の航空機を復帰させるべき特別な事態が生じた場合には、要請市町村等の長と協議して派遣を中断することができる。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の職員（以下「航空隊員」という。）の指揮は、要請市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。この場合において、航空機に搭乗している指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めるときは、その旨現場の最高責任者に通達するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき航空隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から航空隊員を派遣している市町村等の長に対して、岐阜県広域消防相互応援協定（以下「応援協定」という。）第6条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、岐阜県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、応援協定第10条の

規定にかかわらず、岐阜県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、岐阜県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成6年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書、35通を作成し、知事及び市町村長の長が記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成6年3月28日

# 資料 No.11

## ヘリコプター着陸可能地点

施設名	所在地	地積	電話	座標
生津小学校	瑞穂市馬場上光町2丁目 108番地	110×80	327-5406	E136°41'20" N35°24'30"
本田小学校	瑞穂市本田938番地	85×70	326-3417	E136°41'52" N35°24'30"
旭化成グラウンド	瑞穂市別府2352番地1	90×90		E136°41'52" N35°23'40"
穂積グラウンド	瑞穂市稲里452番地1	90×110		E136°41'18" N35°23'00"
穂積小学校	瑞穂市穂積452番地	100×70	327-3091	E136°41'50" N35°23'14"
牛牧小学校	瑞穂市牛牧1557番地1	75×100	326-3063	E136°40'33" N35°22'30"
穂積中学校	瑞穂市別府1888番地	90×80	327-0733	E136°41'22" N35°23'17"
穂積北中学校	瑞穂市本田2000番地	200×100	327-6701	E136°41'40" N35°24'10"
朝日大学グラウンド	瑞穂市穂積1896番1	150×175	326-6131	E136°41'35" N35°22'40"
五六川グラウンド	瑞穂市野田新田4325番 1	120×75		E136°40'70" N35°23'20"
糸貫川運動公園	瑞穂市本田1940番	110×100		E136°41'50" N35°40'15"
南流公園	瑞穂市生津天王町2丁目 106番	1/4×65 円半径		E136°41'55" N35°23'47"
巢南中学校グラウンド	瑞穂市古橋10番地1	100×90		E136°39'13" N35°23'54"
根尾川河川公園	瑞穂市宮田地先	80×50		E136°28'36" N35°24'09"
生津スポーツ広場	瑞穂市生津223番地1	130×130		E136°41'42" N35°24'21"
中ふれあい広場	瑞穂市美江寺276番地	85×85		E136°39'44" N35°24'34"
西ふれあい広場	瑞穂市居倉175番地	70×90		E136°38'39" N35°24'57"
巢南グラウンド	瑞穂市宮田300番地2	80×60	328-2211	E136°38'59" N35°24'12"
西小学校グラウンド	瑞穂市居倉389番地	100×45	328-2238	E136°38'30" N35°24'57"
中小学校グラウンド	瑞穂市美江寺173番地	80×35	328-2039	E136°39'29" N35°24'39"
南小学校グラウンド	瑞穂市古橋1660番地	90×45	328-2202	E136°39'25" N35°23'15"
牛牧グラウンド (旧モータープール)	瑞穂市牛牧395番地先	300×100	325-0703	E136°40'18" N35°22'28"

平成26年4月1日現在



## 資料 No.12

### 災害時優先電話(一般加入電話)

設置場所	電話番号	備考
瑞穂市役所	058-327-4111	
瑞穂市役所 巢南庁舎	058-327-2100	
生津小学校	058-327-5406	
本田小学校	058-326-3417	
穂積小学校	058-327-3091	
牛牧小学校	058-326-3063	
穂積中学校	058-327-0733	
穂積北中学校	058-327-6701	
西小学校	058-328-2238	
中小学校	058-328-2039	
南小学校	058-328-2202	
巢南中学校	058-328-2002	

## 資料 No.19

### 防災に関する協定一覧(備蓄以外も含む)

協定の名称	相手方	締結日
災害支援協力に関する覚書	穂積郵便局、巢南郵便局、 本田郵便局、穂積牛牧郵便局	H16. 3. 23
瑞穂市の災害応援協力に関する協定	瑞穂市緊急対策協力会	H16. 3. 26
災害時の医療救護に関する協定	もとす医師会	H17. 6. 1
災害時における緊急放送に関する協定	㈱シティエフエムぎふ	H17. 9. 1
災害時の歯科医療救護に関する協定	もとす歯科医師会	H17. 12. 13
災害応急対策に必要な輸送車両の確保等に関する協定	本巣地区トラック協議会	H17. 12. 21
緊急時における応急生活物資等の協力に関する協定	生活協同組合コープぎふ	H18. 1. 27
災害時の応援業務に関する基本協定	岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	H18. 9. 8
災害時の救護病院指定に関する協定	朝日大学歯学部附属病院	H18. 9. 21
災害時における避難所に関する覚書	学校法人朝日大学	H18. 12. 26
災害時の施設使用等の協力に関する覚書	㈱三栄	H19. 1. 17
災害時における生活必需物資の調達に関する協定	㈱パロー	H19. 10. 12
災害時の施設使用等の協力に関する覚書	旭化成建材㈱穂積工場	H19. 12. 21
災害時における施設の一時使用及び生活必需物資の供給の協力に関する協定	㈱P L A N T	H20. 12. 17
災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定	社団法人岐阜県測量設計業協会岐阜地区協議会	H22. 4. 13
災害時応援協力に関する協定	社団法人岐阜県造園緑化協会本巣支部	H23. 11. 1
福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人清光会	H23. 12. 8
福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会	H23. 12. 15
福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人社団清流会	H23. 12. 26
災害時におけるLPガスの供給に関する協定	一般社団法人岐阜県LPガス協会本巣支部	H23. 12. 26
福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人信和会	H23. 12. 28
福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人新生会	H24. 1. 11
福祉避難所の設置運営に関する協定	有限会社ラック・ライフ	H24. 1. 11
災害時における段ボール等資材の調達に関する協定	日本トーカーパッケージ㈱岐阜工場	H24. 1. 11
災害時における電気の保安に関する協定	一般財団法人中部電気保安協会岐阜支店	H24. 7. 24
大規模災害時相互応援協定	東京都西多摩郡瑞穂町	H25. 1. 31
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H25. 9. 2
災害時における隊友会の協力に関する協定	公益社団法人隊友会	H26. 4. 17
災害時の医療救護活動等に関する協定	もとす薬剤師会	H26. 7. 1
災害時における応急生活物資等の調達の協力に関する協定	マックスバリュ中部株式会社	H26. 7. 10
災害時における施設の一時使用及び生活必需物資の供給の協力に関する協定	株式会社カーマ	H26. 9. 1
大規模災害時におけるボランティアセンターの設置運営等に関する協定	社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会	H26. 10. 1

協定の名称	相手方	締結日
災害時における応急対策活動に関する協定	岐阜県瓦葺組合本巣市部	H27. 2. 20
災害時における生活必需品物資の調達に関する協定	株式会社平和堂	H27. 8. 28
大規模災害時における特設公衆電話の設置に関する覚書	西日本電信電話株式会社岐阜支店	H27. 9. 24
災害時における応急生活物資の確保に関する協定	ぎふ農業協同組合	H27. 9. 24
岐阜圏域における越境避難に関する協定	岐阜圏域9市町	H28. 2. 18
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人誠心会	H28. 3. 25
災害時における支援協力に関する協定	一般社団法人全国冠婚葬祭互助協会	H28. 7. 15
災害時における量の提供に関する協定	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会	H28. 11. 22
災害時における緊急物資輸送等に関する協定	佐川急便株式会社中京支店	H29. 2. 16
大規模災害発生時における災害復旧用オープンスペースの使用に関する協定	中部電力株式会社岐阜営業所	H29. 6. 1
災害時における瑞穂市と瑞穂市内郵便局及び穂積郵便局の相互応援協力に関する協定	日本郵便株式会社 穂積郵便局 日本郵便株式会社 巢南郵便局	H29. 6. 30
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	H29. 7. 4

## 資料 No.20

### 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

#### 1 指定緊急避難場所等

災害発生時に確実に避難場所の開設を行うこと等が可能な管理体制を持ち、被災が想定されない安全区域内に立地しているか、災害に対して安全な構造を有している施設等

##### (1)指定緊急避難場所

下に掲げる場所のほか、建物の倒壊の危険のない、最寄りの公園や広場を避難地として利用するものとする。

校 区	指定緊急避難場所		
	名 称	所 在 地	災 害 種 別
生津	生津小学校校舎・体育館	馬場上光町2丁目108	地震・洪水・火事・内水氾濫
	前畑公園	馬場前畑町2丁目169	地震・火事
	上光公園	馬場上光町1丁目141	地震・火事
	馬場公園	馬場上光町2丁目107	地震・火事
	高道公園	馬場小城町1丁目122	地震・火事
	生津スポーツ広場	生津223-1	地震・火事
	滝坪公園	生津滝坪町1丁目123	地震・火事
	彦内公園	生津外宮前町2丁目87	地震・火事
	真菰池公園	生津外宮東町1丁目97	地震・火事
	天待公園	生津天王東町2丁目70	地震・火事
	南流公園	生津天王町2丁目106	地震・火事
	生津小学校グラウンド	馬場上光町2丁目108	地震・火事
本田	本田小学校校舎・体育館	本田938	地震・洪水・火事・内水氾濫
	本田コミュニティセンター	本田977-1	地震・洪水・火事・内水氾濫
	本田第1保育所屋外遊戯場	本田1915	地震・火事
	せせらぎ公園	本田2201-15	地震・火事
	本田第2保育所屋外遊戯場	只越387	地震・火事
	ほづみ幼稚園屋外遊戯場	只越500	地震・火事
	本田小学校グラウンド	本田938	地震・火事
生津・本田	穂積北中学校校舎・体育館	本田2000	地震・洪水・火事・内水氾濫
	本田第1保育所	本田1915	地震・火事
	ほづみ幼稚園	只越500	地震・火事
	本田第2保育所	只越387	地震・火事
	穂積北中学校校舎南球技場	本田2000	地震・火事
穂積	穂積小学校校舎・体育館	穂積452	地震・洪水・火事・内水氾濫
	市民センター	別府1300-3	地震・洪水・火事・内水氾濫
	別府保育所	別府144-1	地震・洪水・火事・内水氾濫
	穂積保育所	穂積966-1	地震・火事
	別府保育所屋外遊戯場	別府140	地震・火事
	穂積グラウンド	稲里452-1	地震・火事
	穂積第2グラウンド	稲里607-1	地震・火事
	柳一色公園	稲里680	地震・火事
	穂積保育所屋外遊戯場	穂積966-1	地震・火事
	穂積小学校グラウンド	穂積452	地震・火事
	野口公園	穂積947-1	地震・火事
井場公園	別府1599-1	地震・火事	

校 区	指定緊急避難場所		
	名 称	所 在 地	災害種別
牛 牧	牛牧小学校校舎・体育館	牛牧1523	地震・洪水・火事・内水氾濫
	牛牧第1保育所	牛牧1246-1	地震・火事
	牛牧南部コミュニティセンター	牛牧1580-1	地震・火事
	牛牧第2保育所	祖父江170	地震・火事
	穂南公園	犀川4丁目27	地震・火事
	牛牧団地公園	牛牧1293-99	地震・火事
	牛牧第1保育所屋外遊戯場	牛牧1246-1	地震・火事
	牛牧南部コミュニティセンター駐車場	牛牧1580-1	地震・火事
	牛牧第2保育所屋外遊戯場	祖父江170	地震・火事
	祖父江公園	祖父江1143-5	地震・火事
	十九条公園	十九条37-1	地震・火事
	上牛牧ふれあい公園	牛牧611-1、612-1、613-1	地震・火事
	牛牧小学校グラウンド	牛牧1523	地震・火事
	野田公園	野田新田4025	地震・火事
穂積・牛牧	穂積中学校校舎・体育館	別府1888	地震・洪水・火事・内水氾濫
	朝日大学6号館・10周年記念館	穂積1851	地震・洪水・火事・内水氾濫
	穂積中学校グラウンド	別府1888	地震・火事
	朝日大学グラウンド	穂積1896-1	地震・火事
西	西小学校校舎・体育館	居倉389	地震・洪水・火事・内水氾濫
	西保育・教育センター	居倉177-1	地震・洪水・火事・内水氾濫
	西保育・教育センター屋外遊戯場	居倉177-1	地震・火事
	西ふれあい広場	居倉175	地震・火事
	西小学校グラウンド	居倉389	地震・火事
中	中小学校校舎・体育館	美江寺173	地震・洪水・火事・内水氾濫
	中保育・教育センター	美江寺223	地震・火事
	中保育・教育センター屋外遊戯場	美江寺223	地震・火事
	中ふれあい広場	美江寺276	地震・火事
	中小学校グラウンド	美江寺173	地震・火事
南	南小学校校舎・体育館	古橋1660	地震・洪水・火事・内水氾濫
	南保育・教育センター	古橋1129-1	地震・洪水・火事・内水氾濫
	南保育・教育センター屋外遊戯場	古橋1129-1	地震・火事
	南ふれあい広場	古橋1466	地震・火事
	南小学校グラウンド	古橋1660	地震・火事
西・中・南	巢南中学校校舎・体育館	古橋10-1	地震・洪水・火事・内水氾濫
	巢南公民館	宮田300-1	地震・洪水・火事・内水氾濫
	老人福祉センター	田之上597	地震・洪水・火事・内水氾濫
	巢南中学校グラウンド	古橋10-1	地震・火事
	巢南グラウンド	宮田300-2	地震・火事

平成29年1月31日現在

## (2) 民間協定施設

校 区	民間協定施設		
	名 称	所 在 地	災害種別
穂積	旭化成グラウンド	別府2352-1	地震・火事
	カーマ21瑞穂店駐車場	穂積3110-1	地震・火事
牛牧	PLANT6瑞穂店 駐車場	犀川5丁目38	地震・火事

平成27年3月6日現在

### (3) 広域避難場所

主に地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になった場合の避難場所

校 区	広域避難場所	
	名 称	所 在 地
生津	生津小学校グラウンド	馬場上光町2丁目108
	穂積北中学校校舎南球技場	本田2000
本田	本田小学校グラウンド	本田938
	穂積北中学校校舎南球技場	本田2000
穂積	穂積小学校グラウンド	穂積452
	穂積中学校グラウンド	別府1888
	朝日大学グラウンド	穂積1896-1
牛牧	牛牧小学校グラウンド	牛牧1523
	穂積中学校グラウンド	別府1888
	朝日大学グラウンド	穂積1896-1
西	西小学校グラウンド	居倉389
	巢南中学校グラウンド	古橋10-1
	巢南グラウンド	宮田300-2
中	中小学校グラウンド	美江寺173
	巢南中学校グラウンド	古橋10-1
	巢南グラウンド	宮田300-2
南	南小学校グラウンド	古橋1660
	巢南中学校グラウンド	古橋10-1
	巢南グラウンド	宮田300-2

平成26年4月1日現在

## 2 指定避難所等

### (1) 指定避難所

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定

校 区	名 称	所 在 地	収容可能人員 (人)
生津	生津小学校校舎・体育館	馬場上光町2丁目108 327-5406	1,000
生津・本田	穂積北中学校校舎・体育館	本田2000 327-6701	1,580
	本田第1保育所	本田1915 326-3552	150
	ほづみ幼稚園	只越500 326-4547	440
	本田第2保育所	只越387 327-2007	150
本田	本田小学校校舎・体育館	本田938 326-3417	1,000
	本田コミュニティセンター	本田977-1 329-1600	160
穂積	穂積小学校校舎・体育館	穂積452 327-3091	1,740

校 区	名 称	所 在 地	収容可能人員 (人)
穂積	市民センター	別府1300-3 327-8448	440
	別府保育所	別府144-1 326-4747	480
	穂積保育所	穂積966-1 326-3071	90
穂積・牛牧	穂積中学校校舎・体育館	別府1888 327-0733	2,240
	朝日大学6号館・10周年記念館	穂積1851 329-1111	3,900
牛牧	牛牧小学校校舎・体育館	牛牧1523 326-3063	1,480
	牛牧第1保育所	牛牧1246-1 326-3069	80
	牛牧南部コミュニティセンター	牛牧1580-1 329-1511	130
	牛牧第2保育所	祖父江170 327-1862	200
西	西小学校校舎・体育館	居倉389 328-2238	780
	西保育・教育センター	居倉177-1 328-2738	130
中	中小学校校舎・体育館	美江寺173 328-2039	810
	中保育・教育センター	美江寺223 328-2301	110
南	南小学校校舎・体育館	古橋1660 328-2202	920
	南保育・教育センター	古橋1129-1 328-2602	160
西・中・南	巢南中学校校舎・体育館	古橋10-1 328-2002	1,380
	巢南公民館	宮田300-1 328-2916	210

平成29年4月1日現在

## (2)民間協定施設

校 区	名 称	所 在 地	収容可能人員 (人)
本田	サンプラスパ	只越1061 327-4476	200

平成26年4月1日現在

※総合センターは、物資の受入保管場所、ボランティアセンターとして使用します。

※牛牧北部防災コミュニティセンター、水防センターは防災施設として使用するほか、一部避難所として利用します。

※収容可能人員は、収容の見込める面積を3.3㎡で割り戻した数値です。(1人当り3.3㎡換算)

### 3 福祉避難所等

上記の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、生活において特別な配慮等を受けることが可能な施設。

福祉避難所の対象者は、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者など、避難所生活において何らかの特別な配慮を要する方で、介護保健施設や医療機関などに入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者が対象です。

①避難にあたっては、まず市が開設する指定避難所に避難してください。

②指定避難所等において、保健師等が避難者の身体状態、介護者の有無や障がいの程度・種類に応じた優先順位をつけ、福祉避難所への受入対象者を決定します。

#### (1)福祉避難所(指定避難所)

校 区	名 称	所 在 地	収容可能人員(人)
市内全域	老人福祉センター	田之上597 328-4321	80

平成27年3月6日現在

※収容可能人員は、収容の見込める面積を3.3㎡で割り戻した数値です。(1人当り3.3㎡換算)

#### (2)民間協定施設

市と協定を結んでいる要配慮者の受け入れが可能な施設です。

	名 称	所 在 地	備 考
老健	巢南リハビリセンター	重里1996 328-3387	
診療所	名和内科	重里2005 328-3311	
福祉作業所	すみれの家	古橋1635-1 328-7187	
通所 リハビリ	デイセンターほづみ	別府791-1 326-3027	
特養	特別養護老人ホームほづみ園	宝江576-1 326-8008	
特養	サンビレッジ瑞穂	只越219-2 322-5200	
グループ ホーム	グループホームもやいの家瑞穂	本田2050-1 322-5220	
グループ ホーム	グループホーム喜楽	只越302-1 327-4965	
デイサービ ス	デイホームきらく	只越302-1 327-4965	
児童養護施 設	誠心寮	本田1475 326-3618	

平成29年4月1日現在



## 岐阜県災害救助法施行細則（抜粋）

別表第一（第三条関係）

救助の程度、方法及び期間

一 避難所及び応急仮設住宅の供与

1 避難所の供与

(一) 避難所の供与は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に対して、必要に応じて行う。

(二) 避難所は、学校、公民館等既存建物を利用するものとする。ただし、これらの適当な建物がないときは、仮小屋の設置又は天幕の設営により避難所とすることができる。

(三) 避難所のため支出する費用は、賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。

ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者に供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

(1) 基本額

避難所設置費 一人一日につき三二〇円

(2) 加算額

冬季（十月から三月まで）については別に定める額を加算する。

(四) 避難所の開設期間は、災害発生の日から七日以内とする。

2 応急仮設住宅の供与

(一) 応急仮設住宅の供与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する家がない者であって、自己の資力により住宅を得ることができないものに対して、必要に応じて行う。

(二) 応急仮設住宅の一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、二百六十二万円以内とする。

(三) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定める。

(四) 老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設を応急仮設住宅として設置することができる。

(五) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらを供与することができる。

(六) 応急仮設住宅は、災害発生の日から二十日以内に建築に着工するものとする。

(七) 応急仮設住宅の供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第

八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとする。

## 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

### 1 炊き出しによる食品の給与

- (一) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により炊事ができない者及び被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行う。
- (二) 炊き出しその他による食品の給与は、罹災者が直ちに食べることのできる現物によるものとする。
- (三) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、一人一日につき千八十円以内とする。
- (四) 罹災者が一時縁故地等へ避難する場合は、三日分以内の炊き出しその他の食品の供与を行う。
- (五) 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から七日以内とする。

### 2 飲料水の供給

- (一) 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行う。
- (二) 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機器具の借上費、修繕費、燃料費、薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。
- (三) 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から七日以内とする。

## 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- 1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）により生活上必要な家財を亡失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

- 2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、おおむね次の品目の範囲において現物をもって行う。

- (一) 被服、寝具及び身のまわり品
- (二) 日用品
- (三) 炊事用具及び食器
- (四) 光熱材料

- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するため支出する費用は、次の額の範囲内とする。

- (一) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯の区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える世帯
-------------	------	------	------	------	------	----------

夏季（4月から9月まで）	18,300円	23,500円	34,600円	41,500円	52,600円	52,600円に5人を超え1人増すごとに7,700円を加算した額
冬季（10月から3月まで）	30,200円	39,200円	54,600円	63,800円	80,300円	80,300円に5人を超え1人増すごとに11,000円を加算した額

(二) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯の区分 季別	世帯の区分					
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える世帯
夏季（4月から9月まで）	6,000円	8,000円	12,000円	14,600円	18,500円	18,500円に5人を超え1人増すごとに2,600円を加算した額
冬季（10月から3月まで）	9,500円	12,600円	17,900円	21,200円	26,800円	26,800円に5人を超え1人増すごとに3,500円を加算した額

(三) (一)及び(二)の季別は、災害発生の日をもって決定するものとする。

4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

四 医療及び助産の給付

1 医療の給付

(一) 医療の給付は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に行う。

(二) 医療の給付は、救護班が行うものとする。ただし、急迫した事情のためやむを得ない場合は、一般の病院若しくは診療所又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師並びに柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）において行うことができる。

(三) 医療の給付は、次の範囲内において行う。

(1) 診察

イ 薬剤又は治療材料の給与

ロ 処置、手術その他の治療及び施術

ハ 病院又は診療所への収容

## (2) 看護

(四) 医療の給付のため支出する費用は、救護班による場合にあつては使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、一般の病院又は診療所による場合にあつては国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合にあつては協定料金の額以内とする。

(五) 医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から十四日以内とする。

## 2 助産の給付

(一) 助産の給付は、災害発生の日以前又は以後七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失った者に対して行う。

(二) 助産の給付は、次の範囲内において行う。

(1) 分べんの介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の給与

(三) 助産の給付のため支出する費用は、救護班による場合にあつては使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合にあつては慣行料金の八割以内の額とする。

(四) 助産の給付を実施する期間は、分べんの日から七日以内とする。

## 五 被災者の救出

1 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出することによって行う。

2 被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

3 被災者の救出の期間は、災害発生の日から三日以内とする。

## 六 被災した住宅の応急修理

1 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

2 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理費用は、一世帯当たり五十六万七千円以内とする。ただし、同一住家に二以上の世帯が居住している場合における費用は、一世帯当たりの限度額の範囲内とする。

3 住宅の応急修理は、災害発生の日から一月以内に完成する。

## 七 生業に必要な資金の貸与

1 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、生業の手段を失った世帯に対して必要に応じて行う。

2 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込み確実な具体的事業計画があり、かつ、償還能力のある者に対して貸与する。

3 生業に必要な資金の貸与額は、次の範囲内の額とする。

(一) 生業費 一件につき 三〇、〇〇〇円

(二) 就職支度費 一件につき 一五、〇〇〇円

4 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一月以内に完了しなければならない。

5 生業に必要な資金の貸与条件は、次のとおりとする。

(一) 貸与期間 二年以内

(二) 利子 無し

#### 八 学用品の給与

1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を亡失し、又はき損したため就学上支障のある小学校の児童（特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校の生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等の生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

2 学用品の給与は、被害の実情に応じて、次の品目の範囲内において行う。

(一) 教科書

(二) 文房具

(三) 通学用品

3 学用品の給与を実施するため支出する費用は、次の額の範囲内とする。

(一) 教科書

(1) 小学校の児童及び中学校の生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等の生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(二) 文房具及び通学用品

小学校児童 一人につき 四、二〇〇円以内

中学校生徒 一人につき 四、五〇〇円以内

高等学校等生徒 一人につき 四、九〇〇円以内

4 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内に完了しなければならない。

#### 九 埋葬

1 死体の埋葬は、災害の際死亡した者について、応急的に行う。

2 埋葬は、次の範囲内において、次のものを支給することにより行う。

(一) 棺（付属品を含む。）

(二) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

(三) 骨つぼ及び骨箱

3 埋葬のため支出する費用は、一体につき十二歳以上の者は二十万八千七百円以内とし、十二歳未満の者は十六万七千円以内とする。

4 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

十 死体の搜索及び処理

1 死体の搜索

(一) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者について行う。

(二) 死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(三) 死体の搜索は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

2 死体の処理

(一) 死体の処理（埋葬を除く。）は、災害の際死亡した者について行う。

(二) 死体の処理は、次の事項について行う。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

(三) 検案は、原則として救護班が行う。

(四) 死体の処理のため支出する費用は、次に掲げるところによる。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等

一体につき三千四百円以内

(2) 死体の一時保存

イ 既存建物を利用する場合にあっては当該建物の通常の前借上費、既存建物を利用しない場合にあっては一体につき五千三百円以内

ロ 死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費

(3) 救護班以外の者の検案

当該地域の慣行料金の額以内

(五) 死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

十一 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

1 障害物の除去は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に障害物が運びこまれている場合又は敷地に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある場合に自己の資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

2 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他の除去に必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万四千三百円以内とする。ただし、同一住家

に二以上の世帯が居住している場合における費用は、一世帯当たりの限度額の範囲内とする。

3 障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

## 十二 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

1 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

- (一) 被災者の避難
- (二) 医療及び助産
- (三) 災害にかかった者の救出
- (四) 飲料水の供給
- (五) 死体の捜索
- (六) 死体の処理（埋葬を除く。）
- (七) 救済用物資の整理配分

2 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

3 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇入れの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

平成26年4月1日現在

## 資料 No.26

## 瑞穂市指定給水装置工事事業者名簿

工 事 事 業 者	電 話 番 号	住 所
iNDハヤノ 有限会社	0584-22-0913	岐阜県不破郡垂井町1087番地の15
愛河設備 株式会社	058-324-0904	岐阜県本巣市北野267番地
有限会社 アイテック	058-215-9914	岐阜県岐阜市領下7丁目47番地2
有限会社 葵設備工業	0572-54-6161	岐阜県土岐市土岐津町土岐口1372番地の43
株式会社 浅川設備	058-391-0517	岐阜県羽島市小熊町外栗野2丁目53番地
株式会社 浅乃設備	058-214-4201	岐阜県岐阜市東改田字再勝62番地1
朝日設備工業 株式会社	058-231-5411、058-327-1766	岐阜県岐阜市早田栄町4丁目28番地
株式会社 アルテック	058-324-0084	岐阜県本巣郡北方町曲路3丁目1番地
有限会社 安藤設備	058-324-6211	岐阜県本巣市小柿223番地
株式会社 イースマイル	06-6631-7449	大阪府大阪市浪速区敷津東三丁目7番10号
泉左官住設 株式会社	0585-45-4127	岐阜県揖斐郡池田町本郷1094番地の6
株式会社 イソカワ	0585-22-0615	岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪349番地2
井戸忠工業 株式会社	058-326-3337	岐阜県瑞穂市別府1067番地
イビデンエンジニアリング 株式会社	0584-75-2302	岐阜県大垣市神田町2丁目1番地
株式会社 イビデン住設	0584-74-3361	岐阜県大垣市赤花町1丁目45番地
岩井設備工業	0584-73-6362	岐阜県大垣市坂下町40-3
イワタ建設 株式会社	058-264-8001	岐阜県岐阜市金岡町5番地
イワタニ東海 株式会社 羽島支店	058-392-8998	岐阜県羽島市新生町一丁目15番地
ウスイ住宅設備	058-271-5888	岐阜県岐阜市六条大溝4丁目8番11号
ウツダ設備	058-389-3645	岐阜県各務原市蘇原熊田町2丁目71番地
MTテック	058-372-6593	岐阜県本巣郡北方町高屋伊勢田2丁目61番地の1
株式会社 遠藤設備工業	0585-32-0214	岐阜県揖斐郡大野町黒野1093-3
大垣設備 株式会社	0584-91-1587	岐阜県大垣市荒尾町1810番地の74
大嶋設備工業	058-323-5678	岐阜県本巣市軽海308-2
有限会社 大山主計	058-328-3597	岐阜県瑞穂市美江寺581-5
岡田産業 株式会社	058-272-3000	岐阜県岐阜市宇佐南4丁目17番10号
小川水道設備	058-328-4847	岐阜県瑞穂市居倉151番地4
小木曾設備工業 株式会社	058-383-6221	岐阜県各務原市那加南栄町86番地の4
株式会社 オネステック	058-235-7933	岐阜県岐阜市安食志良古26番地140
折戸工業	0585-45-4801	岐阜県揖斐郡池田町片山1071番地
株式会社 かじ繁	058-326-3331	岐阜県瑞穂市別府1192番地1
春日住設	058-324-8362	岐阜県本巣郡北方町高屋1100番地の5
加納水道設備 株式会社	0584-74-3912	岐阜県大垣市三津屋町3丁目1462
加納設備	0584-71-3353	岐阜県大垣市赤坂新田1丁目48番地1
有限会社 川合水道工業	0584-89-5255	岐阜県大垣市本今五丁目108番地の1
川島工業 株式会社	058-232-7558	岐阜県岐阜市八代3丁目3番2号
株式会社 川甚	058-266-1507	岐阜県岐阜市高野町1丁目9番地
株式会社 神田工業	058-384-4146	岐阜県各務原市各務山の前町四丁目48番地
株式会社 岐西建設	058-323-0015	岐阜県本巣市浅木3番地の31
岐仙設備工業 有限会社	058-328-3372	岐阜県瑞穂市横屋368番地
北方ポンプ工業 株式会社	058-324-1014	岐阜県本巣郡北方町北方153番地の1
北川工業 株式会社	058-231-9074	岐阜県岐阜市池ノ上町3丁目23番地
木原設備工業所	058-274-3890	岐阜県岐阜市市橋4丁目6-5
ギフテック 株式会社	058-391-4193	岐阜県羽島市小熊町島1丁目2番地の1
株式会社 岐北冷機	058-237-7788	岐阜県岐阜市岩崎999番地
協栄設備工業 株式会社	北方323-3479、岐阜271-2579	岐阜県岐阜市茜部中島1丁目62番地の2
有限会社 協栄ポンプ店	058-327-4477	岐阜県瑞穂市十九条276番地
株式会社 協和	0584-53-0995	岐阜県海津市海津町瀬古543番地1
株式会社 桐山	058-236-1030	岐阜県岐阜市岩崎3丁目2番地6
金華設備工業 株式会社	058-231-8001	岐阜県岐阜市早田本町3丁目80番地
株式会社 クラシアン 岐阜支社	058-277-6273	岐阜県岐阜市六条北3-20-17 パルピス202
株式会社 倉望工業	0584-71-3112	岐阜県大垣市昼飯町373番地の7



瑞穂市指定給水装置工事事業者名簿

工 事 事 業 者	電 話 番 号	住 所
株式会社 黒川産業	058-323-2941	岐阜県本巣市屋井147番地
コジマ設備工業 株式会社	058-231-8875	岐阜県岐阜市則武西1丁目6-3
有限会社 小塚工業	0584-69-3601	岐阜県安八郡輪之内町四郷2258番地
株式会社 小寺工業所	0584-62-5255	岐阜県大垣市墨俣町墨俣312番地
近藤工業 有限会社	0584-22-5653	岐阜県不破郡垂井町地蔵2丁目59番地
株式会社 佐藤工業所	0584-27-2489	岐阜県安八郡神戸町柳瀬574
株式会社 三愛	058-327-5823	岐阜県瑞穂市本田1552番地101
有限会社 サンエコール	0584-91-8618	岐阜県大垣市牧野町四丁目103番地11
株式会社 三建エンジニアリング	0581-22-6331	岐阜県山県市梅原2902番地5
株式会社 サンテリア	058-326-9320	岐阜県瑞穂市野田新田4003番地1
三徳株式会社	058-233-4733	岐阜県岐阜市則武189番地1
S・A・Nライフ 株式会社	058-240-3024	岐阜県岐阜市高田三丁目9番6号
株式会社 茂喜工業所	058-253-8678	岐阜県岐阜市西荘四丁目10番1号
有限会社 篠原住設	058-324-3545	岐阜県本巣郡北方町高屋104番地の14
有限会社 清水エンジニアリング	0749-54-0484	滋賀県米原市番場1794番地4
住宅設備TOKORO	0585-58-3157	岐阜県揖斐郡揖斐川町春日六合588番地1
有限会社 荘川設備	058-391-6297	岐阜県羽島市正木町曲利909番地の3
城西設備	05846-2-5549	岐阜県大垣市墨俣町墨俣525番地
城和管工 株式会社	0572-27-2021	岐阜県多治見市幸町三丁目55番地の1
株式会社 シンエイ	06-6944-7797	大阪府大阪市中央区釣鐘町2丁目1番4号ビルハイタウン302号
新幸ホーム 株式会社	0584-62-6296	岐阜県大垣市墨俣町墨俣1052番地の1
有限会社 新生設備	058-323-7511	岐阜県本巣市政田1378番地
水道屋さんキタクラ	058-328-4603	岐阜県瑞穂市宮田271-8
鈴木住設	058-327-5180	岐阜県瑞穂市犀川1丁目150番地
鈴建設備	058-383-2117	岐阜県各務原市蘇原申子町2丁目57番地1
株式会社 巢南設備	058-328-2534	岐阜県瑞穂市十七条28
墨設備	058-227-6844	岐阜県羽島市正木町大浦1340番地4
株式会社 西武管商	058-268-6440	岐阜県岐阜市宇佐南3丁目5番18号
積和建設中部 株式会社 岐阜支店	058-326-6996	岐阜県瑞穂市野白新田85番地3
有限会社 ダイキ設備	058-233-4059	岐阜県岐阜市福光東一丁目35番13号
株式会社 大広商事	0584-74-8811、058-327-6826	岐阜県大垣市東前2丁目18番地の3
タイハウ産業	058-255-0561	岐阜県岐阜市河渡2丁目18番地
株式会社 高田無線住設	0584-81-6951	岐阜県瑞穂市呂久1061
高橋管工 株式会社	058-231-0983	岐阜県岐阜市則武中3丁目1番6号
株式会社 高橋建材	058-231-4804	岐阜県岐阜市則武中2-3-2
有限会社 高橋設備	058-324-2448	岐阜県本巣市早野195番地2
高松設備工業 株式会社	058-322-3935	岐阜県瑞穂市十八条140番地3
チーム・オオノ	058-216-0471	岐阜県岐阜市打越432番地5
有限会社 テクニカル水野	058-247-3728	岐阜県岐阜市北一色4丁目14番31号
寺町設備	0584-81-1538	岐阜県大垣市波須3丁目48番地
株式会社 天王設備工業	058-392-6372	岐阜県羽島市小熊町天王1丁目55番地
有限会社 東海エアコン設備センター	058-382-8433	岐阜県各務原市蘇原新栄町1丁目79番地の3
東海環境事業 株式会社	058-324-0747	岐阜県本巣市下福島484
戸島工業 株式会社	058-251-1141	岐阜県岐阜市本郷町5丁目16番地
巴産業 株式会社	058-252-1275	岐阜県岐阜市大池町3番地の1
有限会社 豊田商店	058-324-1019	岐阜県本巣郡北方町高屋太子2丁目50番地
有限会社 中川設備工業	0584-34-1296	岐阜県養老郡養老町宇田335番地
株式会社 中日本アロー	0584-64-6055	岐阜県瑞穂市別府450番地2
株式会社 中村管工	0584-77-6173	岐阜県大垣市木戸町1188番地1
有限会社 中村ポンプ工業	058-324-0535	岐阜県本巣郡北方町北方1702番地の9
中屋	0584-27-2333	岐阜県安八郡神戸町大字神戸451番地
ナガラ設備工業	058-464-5887	岐阜県安八郡安八町南條255番地の2
成田設備	058-323-3475	岐阜県本巣郡北方町高屋条里2丁目41番地の10
有限会社 西垣設備	058-324-2455	岐阜県本巣郡北方町高屋白木2丁目41番地
有限会社 西口ポンプ水道工業所	058-238-8909	岐阜県岐阜市石谷1351-1
株式会社 西日本設備	06-4801-9971	大阪府大阪市北区東天満1丁目6-87-3東天満902号

瑞穂市指定給水装置工事事業者名簿

工 事 事 業 者	電 話 番 号	住 所
株式会社 日創	058-324-8071	岐阜県本巣市温井97番地1
株式会社 丹羽住設	0584-74-5038	岐阜県大垣市犬ヶ渚町22番地
野々村ポンプ工業 株式会社	058-231-4352	岐阜県岐阜市則武中1丁目2番地の9
株式会社 野村住設	058-392-4655	岐阜県羽島市竹鼻町狐穴1068番地
株式会社 長谷川設備	0583-83-8735	岐阜県各務原市大野町4丁目72番地
株式会社 服部管工	0585-22-1407	岐阜県揖斐郡揖斐川町極楽寺224
服部設備	058-326-6631	岐阜県瑞穂市稲里434番地6
ハナロ住宅設備	058-239-0391	岐阜県岐阜市黒野632番地
有限会社 ハヤカワ	058-247-6807	岐阜県羽島郡岐南町平島3丁目64番地
林工業 株式会社	0584-81-5316	岐阜県大垣市馬場町2番地
有限会社 林住宅設備	058-324-8332	岐阜県本巣市上真桑2252
久富電設 株式会社	0584-81-2643	岐阜県大垣市小野一丁目22番地1
株式会社 ビルカン	058-273-2782	岐阜県岐阜市下奈良3丁目6番6号
有限会社 廣江ポンプ店	058-327-2411、058-327-1806	岐阜県瑞穂市牛牧134番地
福田設備工業 株式会社	058-323-1241	岐阜県本巣市上真桑2258番地29
株式会社 不二産業	058-326-3427	岐阜県瑞穂市本田735番地
株式会社 富士ハウス	058-323-2243	岐阜県本巣郡北方町長谷川西2丁目41番地
豊和設備 株式会社	0584-91-1173	岐阜県大垣市長松町1087番地の1
株式会社 堀内工業	0575-28-2880	岐阜県関市下白金47番地の4
堀政設備工業	058-273-1426	岐阜県岐阜市東鶉4丁目30番地
有限会社 本郷	0574-78-2705	岐阜県加茂郡東白川村越原1024番地5
松井工業 株式会社	0584-88-1911	岐阜県大垣市築捨町5丁目86番地の1
株式会社 マツオカ	0585-45-2164	岐阜県揖斐郡池田町池野446番地の7
株式会社 松波水道ポンプ工業所	058-232-3171	岐阜県岐阜市長良188番地の2
有限会社 松野住設	058-326-3658	岐阜県瑞穂市穂積2270番地2
松村工業 株式会社	058-271-3912	岐阜県岐阜市藪田東1丁目6番5号
真野工業 株式会社 岐阜支店	058-272-8156	岐阜県岐阜市東明見町19番地
有限会社 馬淵興業	058-328-2802	岐阜県瑞穂市中宮433
丸石 株式会社	058-271-1918	岐阜県岐阜市須賀1丁目10番1号
マルエイテクノサービス 株式会社	058-273-7321	岐阜県岐阜市須賀1丁目5番地13
丸共管工 株式会社	058-383-4336	岐阜県各務原市那加前洞新町4丁目89番地
有限会社 丸長設備工業	0575-28-3243	岐阜県関市上白金1159番地の1
マルヒコ 株式会社	058-391-3319	岐阜県羽島市足近町市場12番地
株式会社 水企画アイケン	058-383-0710	岐阜県各務原市那加山後町1丁目240番地
三菱電機システムサービス株式会社	03-5431-7750	東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号
みなみやま水道工事店	0574-67-7498	岐阜県可児郡御嵩町御嵩1822番地581
箕浦設備工業 株式会社	0585-34-1215	岐阜県揖斐郡大野町黒野808-2
美濃工研 株式会社	0584-89-5720	岐阜県大垣市本今4丁目136番地1
株式会社 光来組	058-328-2799	岐阜県瑞穂市田之上829番地1
有限会社 結水道	0584-62-5186	岐阜県安八郡安八町西結1054番地
有限会社 ムトウ建工	058-323-8161	本巣市数屋496番地1
ムロ工建	0584-41-1277	岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原3838番地
株式会社 モトステクノ	0581-34-4626	岐阜県本巣市文殊885番地の2
株式会社 源間水道設備工業所	0584-82-1688	岐阜県大垣市禾森町4丁目1927-6
森川設備	0584-89-6704	岐阜県大垣市外渚2丁目148番地9
株式会社 弥栄管工社	0584-27-4366	岐阜県安八郡神戸町神戸706-2
安田 株式会社 本店	058-246-2131	岐阜県岐阜市鶴田町3丁目24番地
株式会社 安田管工事	0585-35-2600	岐阜県安八郡神戸町大字西座倉347番地の2
安田設備	058-272-1554	岐阜県岐阜市加納東広江町20番地
有限会社 安福管工	0584-91-2843	岐阜県大垣市笠木町116の5
有限会社 ヤトウ設備	058-327-8536	岐阜県瑞穂市牛牧458番地1
ユニオンテック 株式会社	058-274-5361	岐阜県岐阜市中鶉一丁目30番1号
ユパック設備システム 株式会社	058-324-2522	岐阜県本巣郡北方町高屋1133番地の5
吉川商店	058-324-0356	岐阜県本巣郡北方町東加茂3丁目62番地
有限会社 吉田商店	058-324-4826	岐阜県本巣市十四条588番地
リフォームまつの	058-327-9155	岐阜県瑞穂市別府874番地3
有限会社 和光工業	058-252-4850	岐阜県岐阜市河渡1453番地2
ワタナベ設備工業 株式会社	0584-78-1537	岐阜県大垣市本今町3丁目28番地
輪之山設備	0584-69-2857	岐阜県安八郡輪之内町楡俣新田427番地

平成29年4月1日現在

## 資料 No.27

# 災害時における医療救護活動に必要な医薬品等の供給に関する手引き

災害時の医療救護活動に必要な医薬品等の供給については、「岐阜県地域防災計画 一般対策計画第3章 第25節」を準用する。

### 1 医薬品の確保

#### (1) 基本方針

県、市町村及び岐阜県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）は、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療機器及び血液の確保を図るものとする。

#### (2) 医薬品等（血液を除く。）の確保

市町村は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具については、調達計画に基づき調達する。ただし、不足が生じるときには、県及び関係機関に応援を要請するものとする。

県は、市町村から医薬品、衛生材料及び医療用具の機器について、応援要請を受けたときは、災害時における医療救護活動に必要な医薬品の供給等に関する協定等に基づき岐阜県製薬協会、岐阜県医薬品卸協同組合、一般社団法人日本産業・医療ガス協会、東海歯科用品商協同組合岐阜県支部に要請し、調達する。

#### (3) 血液の確保

県は、血液センター施設等の被災状況を把握するとともに、血液センターを中心として、状況に応じた血液の確保及び輸送を図る。

## 資料 No.28

## 医療機関一覧

(50音順)

医療機関名	住 所	電話番号
朝日大学歯学部附属病院	穂積1851-1	329-1112
いとうレディースケアクリニック アネックス	別府1227-1	216-7770
宇土医院	馬場小城町1-82	327-5513
おおぐち泌尿器クリニック	別府738-1	329-3088
おさだクリニック	馬場前畑町3-33	329-2022
京極こどもクリニック	只越460-5	326-7220
国枝医院	牛牧801-1	327-2835
熊田医院耳鼻咽喉科	本田1046-1	329-1503
さくらクリニック	稲里689-3	325-0570
佐竹整形外科	穂積1845-1	326-2022
サンシャインM&Dクリニック	本田174-1	329-5522
下野外科胃腸科医院	馬場上光町1-106	327-3333
関谷皮フ科	別府1053	326-3002
高木クリニック	古橋1075-1	328-5577
所内科医院	別府231	327-3773
なかしまこどもクリニック	十九条247	327-3100
名和内科	重里1995	328-3311
ひぐちクリニック	別府725-1	327-3111
広瀬内科クリニック	別府1074	326-7773
ふくた眼科クリニック	本田1018-1	329-2037
福田内科医院	本田1017-1	327-0721
ほづみ整形外科医院	別府791-1	326-5000
ほづみ耳鼻咽喉科クリニック	別府726-5	327-2622
穂積すこやか診療所	只越907-5	329-2177
みずほクリニック	本田556-1	327-5252
三輪クリニック	森397-1	328-7323
吉村内科	別府1297	327-0020
若園医院	唐栗273	328-2021
<b>● 歯科医(病)院</b>		
朝日大学歯学部附属病院	穂積1851-1	329-1112
うしきデンタルクリニック	牛牧1064-1	326-6630
江崎歯科	穂積609-1	327-3022
加藤歯科医院	只越1055-1	326-3316
川端歯科・矯正歯科医院	馬場小城町2-8-1	329-2580
けしかわ歯科医院	稲里258-1	327-4649
サンシャインM&Dクリニック	本田174-1	329-5533
歯科コーラルクリニック	本田749-1	329-3456
柴田歯科医院	本田2112-1-2	327-6714
スナミ歯科医院	十七条975-1	328-4466
たけうち歯科医院	田之上171-5	328-3821
たけや歯科医院	馬場上光町3-127	327-3355
辻歯科医院	古橋1140-1	328-5250
ながの歯科クリニック	只越436-2	329-3600
ながや歯科医院	穂積13-1	327-8000
広瀬歯科医院	馬場前畑町2-74	327-5582
ほづみアドバンス歯科	馬場上光町2-7-1	227-3152
ホワイトエッセンス吉田歯科医院	馬場春雨町1-17	329-4010
松野歯科医院	別府736-1	327-8855
美江寺歯科医院	美江寺498-3	328-3338
ゆう歯科クリニック	十九条245-3	326-2441
れあ歯科クリニック矯正歯科小児歯科	十九条335-1	327-3555

平成29年4月1日現在

資料 No.29

瑞穂市指定文化財

平成29年4月1日現在

種目	名称	所在地	
有形文化財	建造物	天神神社本殿	居 倉
	彫 刻	聖観世音菩薩像	十九条
		重里めぐみ地藏菩薩坐像	重 里
		木造弘法大師坐像	横 屋
		木造聖観音立像及び千躰仏	中 宮
		薬師如来坐像	田之上
		千躰仏	田之上
		石造薬師如来坐像	宮 田
		木造薬師如来立像	中 宮
		円空彫刻像 大日如来坐像	中 宮
		陶磁のこま犬	美江寺
		美江寺千手観音像	美江寺
		石造観世音菩薩立像及び同阿弥陀佛立像	十七条
		工芸品	別府細工、18点
	美江寺千手観音同鰐口		美江寺
	別府細工、梯子型燭台 2点		宮 田
	書 跡	親鸞上人筆十字名号	重 里
		蓮如上人筆六字名号	重 里
		東伏見宮紀周子殿下筆「和国歌碑文」拓本	宮 田
		蓮如上人筆六号名号	七 崎
実如上人筆九号名号		七 崎	
歴史資料	山本友左坊遺品(柱掛)	重 里	
	山本友左坊遺品(半)	重 里	
	山本友左坊遺品(屏風)	美江寺	
	和宮親子内親王東下の際の道中履物	宮 田	
古文書	教如上人書状	十七条	
	川崎平右衛門書簡	十九条	
民俗文化財	有形民俗文化財	武藤家の水屋	横 屋
	無形民俗文化財	美江寺観世音のお蚕祭り	美江寺
		雅楽の五音社	宮 田

県指定文化財

種別	名称	所在地
彫 刻	木造十一面観世音菩薩像	別 府
	木造釈迦如来立像	呂 久
天然記念物	藤九郎ギンナン	只 越

種目	名称	所在地	
天然記念物	秋葉神社の大イチョウ	穂 積	
	ハリヨとその生息池	十七条十八条	
	富有柿の母木	居 倉	
	白鳥神社のイチョウ	呂 久	
	教泉寺のマキ	田之上	
	居倉天神神社のクス	居 倉	
	熊野神社のモチ	十七条	
	念徳寺のボダイジュ	居 倉	
	史 跡	川崎平右衛門供養塔	十九条
		小簾紅園	呂 久
伊久良河宮跡		居 倉	
美江寺城跡		美江寺	
十七条城跡		十七条	
旗本青木氏陣屋跡		居 倉	
美江寺一里塚跡		美江寺	
自然居士の墓		美江寺	
美江寺宿本陣跡		美江寺	
山本友左坊の墓		美江寺	
瑞光寺句碑群		美江寺	
菱野川用水竣工記念句碑		大 月	
土地改良記念公園		重 里	
貫学学校跡		居 倉	
顕名学校跡		横 屋	
杭溪学校跡		呂 久	
開蒙学校跡		美江寺	
月盛学校跡	十七条		
宝暦治水美濃義士内藤十左衛門生誕の地	重 里		
名和靖生誕の地	重 里		
木食禅開の塔	重 里		
西堀弥市顕彰碑	生 津		

## 資料 No.30

### 瑞穂市防災会議条例

平成15年5月1日  
条例第128号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、瑞穂市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 瑞穂市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組織)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、25人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 岐阜県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 岐阜県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 瑞穂消防署長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を代表する者、識見を有する者その他の市長が特に必要と認め任命する者
- 6 前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岐阜県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び識見を有する者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後、最初に任命される委員の任期は、第 3 条第 6 項の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日までとし、再任を妨げない。

附 則(平成 20 年 3 月 25 日条例第 18 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 30 日条例第 33 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 28 日条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 19 日条例第 17 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 瑞穂市災害対策本部条例

平成15年5月1日  
条例第129号

### (趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、瑞穂市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

### (部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

### (現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

### (委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

### 附 則

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

### 附 則(平成24年9月28日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。